



議会報

ならは



檜葉町消防団出初式【平成28年1月17日】

■ 平成27年12月定例会 会期 12/16(水)～18(金)

- ▶ 平成27年12月定例会……………1～2ページ
- ▶ 請願・陳情事件について……………3～4ページ
- ▶ 町政諸般報告……………5ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】……………6～11ページ
- ▶ 臨時会……………12ページ
- ▶ 全員協議会……………13～14ページ
- ▶ 委員会のうごき……………15～19ページ
- ▶ 議会の活動等について……………20ページ

平成28年

第171号

2月1日
発行

平成27年12月

檜葉町個人番号の利用及び特定個人 26案件が議決されました。

会期は平成27年12月16日から18日の3日間で行われ、提出された条例制定1件、条例改正5件、補正予算6件、工事請負契約締結1件・変更5件、財産出資1件、土地の取得3件、請願1件、陳情2件、発委1件、の計26件について、慎重に審議された結果、原案どおり可決・承認されました。

平成27年度補正予算

一般会計予算（第8号）

歳入歳出予算から3億8,690万円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ213億4,870万円とする。【全員賛成：可決】

国民健康保険特別会計（第3号）

歳入歳出予算から8,757万2千円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ20億7,269万7千円とする。【全員賛成：可決】

下水道事業特別会計（第3号）

歳入歳出予算に3,000万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ8億9,100万円とする。【全員賛成：可決】

住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算に2億1,500万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ2億9,700万円とする。【全員賛成：可決】

介護保険特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算に22万2千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ9億8,895万1千円とする。【全員賛成：可決】

後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算に5万7千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ2,551万円とする。【全員賛成：可決】

財産の出資

メガソーラー事業に対する出資

- ・相手方 一般社団法人ならはみらい
（事業主体 檜葉新電力合同会社）
- ・価 額 2億7千万円 【全員賛成：可決】

条例の制定・改正

檜葉町個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の制定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等（マイナンバー）に関する法律の施行に伴い、個人番号を利用することができる事務等を規定する条例を制定。

【全員賛成：可決】

檜葉町営住宅管理条例の改正

地方分権一括に関する法律の施行に伴い、震災復興や福島復興再生の特別措置法の規定が適用される町営住宅等の所要規程の整備のための改正。

【全員賛成：可決】

檜葉町税条例等の改正

マイナンバーに関する法律の施行に伴い、一部改正。【全員賛成：可決】

檜葉町国民健康保険税条例の改正

町民税等の減免申請期限改正及びマイナンバーに関する法律の施行に伴い、一部改正。

【全員賛成：可決】

檜葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の改正

福島復興再生特別措置法の改正に伴い、引用条項等を改正。【全員賛成：可決】

檜葉町介護保険条例の改正

町民税等の減免申請期限改正及びマイナンバーに関する法律の施行に伴い、一部改正。

【全員賛成：可決】

発 委

公立小中学校の教職員数の充実 確保のための意見書について

陳情事件採択に伴い意見書を提出。
【全員賛成：可決】※関連記事4ページ

檜葉町議会定例会

情報の提供に関する条例制定を含む

土地の取得

産業再生エリア整備事業用地

- ◆所 在 下繁岡字北谷地14番 ほか15筆
- ◆面 積 31,806㎡（地目：田）
- ◆取得価格 総額7,951万5千円
- ◆地権者数 8名

【全員賛成：可決】

災害公営住宅整備事業用地 及び防災集団移転促進事業用

- ◆所 在 北田字中満277番 ほか36筆
- ◆面 積 52,249㎡（地目：田）
- ◆取得価格 総額2億1,422万900円
- ◆地権者数 11名

【全員賛成：可決】

住宅用地造成事業用地

- ◆所 在 北田字中満265番1 ほか10筆
- ◆面 積 10,991㎡（地目：田）
- ◆取得価格 総額4,506万3,100円
- ◆地権者数 3名

【全員賛成：可決】



工事請負契約

契約の締結

- 天神岬スポーツ公園遊具設置事業
- 【全員賛成：可決】
- ◆契約相手 草野建設(株)
- ◆契約金額 7,506万円

契約の変更

- 町道権現下・浜街道線道路改良工事契約の変更
- 【全員賛成：可決】
- ・変更前 7,560万円
- ・変更後 5,649万1,560円
- 《変更理由》 施工延長減少による減額変更。

- 北地区管渠災害復旧工事（その6）契約の変更
- 【全員賛成：可決】
- ・変更前 1億559万520円
- ・変更後 1億158万1,560円
- 《変更理由》マンホール撤去及び汚泥処理工の実績精査による減額変更。

- 一ツ屋住宅団地災害公営住宅建設工事契約の変更
- 【全員賛成：可決】
- ・変更前 2億1,902万4千円
- ・変更後 2億1,926万2,680円
- 《変更理由》インターホン及びトイレの仕様変更に伴う増額変更。

- シウ神山住宅団地災害公営住宅建設工事契約の変更
- 【全員賛成：可決】
- ・変更前 2億5,326万円
- ・変更後 2億5,355万520円
- 《変更理由》インターホン及びトイレの仕様変更に伴う増額変更。

- 防犯灯改修工事契約の変更
- 【全員賛成：可決】
- ・変更前 1億5,444万円
- ・変更後 1億4,802万6,960円
- 《変更理由》共架ポールタイプ取替の一部について、電柱を利用するための減額変更。

《請願》

◆件名 上繁岡・繁岡両地区を搬入路とする富岡町の特定廃棄物最終処分場受入れ撤回の請願書

◆請願者 檜葉町一歩会 会長 新妻敏夫 ◆紹介議員 檜葉町議会議員 永山広男

◆要旨

檜葉町は、全町民避難時から避難指示解除後も復旧復興と多くの町民の帰還に向け、関係者全員並々ならぬ努力が日々続いています。

他方、個々の町民は、帰還と移住の間で未だ決めかねている方々が多数おられます。

このような中、政府が放射能濃度8千Bq/kg～10万Bq/kg以下の指定廃棄物を、当町の上繁岡・繁岡両地区に隣接する富岡町の管理型処分施設へ搬入し、永久的に埋立処分することは、町民の帰還意識の低下につながり、特に上繁岡・繁岡両地域住民への影響は計り知れないものとして、平成27年8月24日に搬入反対の陳情が両行政区長より町議会に対し提出されています。

檜葉町として、当町を搬入路とする埋立最終処分場の受入れを現段階で認めることは、住民感情並びに復旧復興への道筋と町民帰還を目指す町の姿勢に反するものです。

また、本処分場安全対策についても、他県の処分場と比べ構造上の問題が多く、一部見直しした追加対策（セメント混合土による土堰堤・最終覆土の強化等）も住民へは説明されておりません。

この様なことから 檜葉町議会として、上繁岡・繁岡両地区を搬入路とする富岡町の特定廃棄物最終処分場の受入れを容認した福島県知事並びに檜葉町長に対し、厳重に抗議するとともに受入れ撤回の申し入れをするよう請願いたします。

◆結果 不採択

《陳情》

◆件名 「エコテッククリーンセンター」活用による指定廃棄物の最終処分場建設に関する陳情書

◆請願者 社会民主党双葉総支部 副代表 関 友幸

◆要旨

国による富岡町のエコテッククリーンセンターを活用した指定廃棄物の最終処分計画について福島県・檜葉町・富岡町が受け入れを表明しました。

檜葉町は、避難指示解除により、徐々に住民が帰還を目指している状況にあります。

しかし、当該施設の問題の発生により、近接する上繁岡・繁岡両地区で、帰還を断念する方や「今まで頑張ってきたがもう限界」という声が上がっています。

また、帰還できる地域に作られる処分場は帰還の意欲を失わせるだけでなく、子々孫々に負担と不安を負わせるものです。

国の最終処分場は、原発事故により避難している町民に更に犠牲を求めることになり、檜葉町が鋭意努力を積み重ねてきた「檜葉町復興」とは相容れない矛盾したものです。

また、福島県は、帰還可能な地域にこのような施設を作ることに対して、檜葉町民、双葉郡民、県民への丁寧な説明と同意を得る努力を欠いています。

したがって、福島県、檜葉町に対して、エコテッククリーンセンター活用による指定廃棄物の最終処分受け入れの撤回を求めることについて陳情いたします。

◆結果 不採択

事件について

《陳情》

◆件名 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書

◆請願者 福島県教職員組合 中央執行委員長 角田政志

◆要旨

福島県の学校教育は、地域社会の多様な変化に応じながら、一人ひとりの子どもへのきめ細やかな対応や、子どもたちが主体となるゆたかな学びの推進が求められています。

特に東日本大震災及び原子力災害の発生以降、「新生ふくしま」をめざし、学校、保護者、地域並びに子どもたちが復興・再生に向け邁進しています。

平成27年10月26日に財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は「教職員定数のベースライン（案）」を公表しました。これは9年間で「現在の教職員環境を継続させながら、教職員定数を3万7千人減らす」とするものです。

本案に対し、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は「教職員定数の機械的な削減ではなく、多様な教育課題や地域

のニーズに応じた確固たる教育活動を行うために必要な教職員数を戦略的に充実・確保すべきである」との、異例の緊急提言を行いました。

現在、公立小中学校では、授業だけでなく生活指導・進路指導など様々な個別指導を行い、その比重は増えています。

また、特別な支援を必要とする子どもの増加など、学校現場が抱える課題は多様化しています。保護者からのきめ細やかな指導を求める要望も大きくなっています。

今後も、子どもたち一人ひとりに対応した教育を推進し、保護者をはじめとする地域住民からのニーズに応えるためにも、教職員の充実・確保を図ることが必要です。

つきましては、公立小中学校の教職員の充実・確保について、関係機関に意見書を提出していただくことを陳情いたします。

◆結果 採択

◆措置 平成27年12月21日付けで榎葉町議会として、内閣総理大臣・文部科学大臣・財務大臣に対し意見書を提出。

公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書

福島県の学校教育は、地域社会の多様な変化に応じながら、一人ひとりの子どもへのきめ細やかな対応や、子どもたちが主体となるゆたかな学びの推進が求められています。

特に東日本大震災・原子力災害の発生以降、「新生ふくしま」をめざし、学校、保護者、地域そして子どもたちが復興・再生に向け邁進しています。

10月26日に、財政制度等審議会は「現在の教職員環境を継続させながら、教職員定数を3万7千人減らせる」とする「教職員定数のベースライン（案）」を公表しました。

本案に対し、中央教育審議会は、異例の緊急提言を行い「教職員定数の機械的な削減ではなく、多様な教育課題や地域のニーズに応じた確固たる教育活動を行うために必要な教職員数を戦力的に充実・確保すべきである」との見解を明らかにしました。

現在、公立小中学校では、授業だけではなく生活指導・進路指導など様々な個別指導を行い、その比重は増えています。

また、特別な支援を必要とする子どもの増加など、学校現場が抱える課題は多様化しています。保護者からのきめ細やかな指導を求める要望も大きくなっています。

今後も、子どもたち一人ひとりに対応した教育を推進し、保護者をはじめとする地域住民からのニーズに応えるためにも、教職員数の充実・確保を図ることが必要です。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

記

1 子どもたちへのきめ細やかな指導を維持・向上させるために、公立小中学校の教職員数を充実・確保すること。

福島県榎葉町議会

＝ 町政諸般報告 ＝

12月定例会において、下記の内容について町政報告がありました。

報告①	<p>【敬老会の開催】 9月13日、いわき明星大学児玉記念講堂を会場に開催されました。約300名を超える方々にご出席いただき、金婚及び米寿迎えられた皆さま並びにご出席の方々の長寿を祝いました。</p>	報告⑨	<p>【県立診療所の安全祈願祭及び起工式】 9月16日、北田地区のコンパクトタウンエリア内において、「県立大野病院附属ふたば復興診療所」の建設に伴う安全祈願祭及び起工式が執り行われました。 平成28年2月に開所予定です。</p>
報告②	<p>【サイクリングターミナル・しおかぜ荘のリニューアルオープン】 9月19日、リニューアルオープン記念セミナーが開催され、約1200名の方々にご来場いただきました。</p>	報告⑩	<p>【東京オリンピック・パラリンピック公式エンブレム選考委員】 2020東京オリンピック・パラリンピックの公式エンブレムを選び直す「エンブレム委員会」の委員19人のなかに、一般社団法人ならはみらい職員の西崎芽衣さんが選ばれました。</p>
報告③	<p>【木戸川ふ化施設の一部竣工】 木戸川鮭ふ化施設等の復旧工事が一部竣工し、試験的ふ化事業の操業が再開しました。今年度については、震災前の10分の1程度の120万尾の稚魚を育成する計画です。</p>	報告⑪	<p>【ふたばワールド2015 inならはの開催】 10月10日、榎葉町総合グラウンドを会場に双葉郡8町村の皆さんの再会と交流の機会を創出するイベント「ふたばワールド2015 inならは～一緒に創ろう…ふたばの明日！～」が開催され、約8,000名の方々にご来場いただきました。</p>
報告④	<p>【榎葉郵便局の再開】 10月13日、震災以降営業を休止していた榎葉郵便局が、榎葉町役場庁舎西側駐車場のここなら商店街に併設した仮設店舗において、営業を再開いたしました。</p>	報告⑫	<p>【榎葉町いわき出張所の移転】 11月2日付けで榎葉町いわき出張所が明星大学学生会館から旧谷川瀬分室に移転しました。</p>
報告⑤	<p>【防犯カメラの運用開始】 町内24カ所の主要な交差点などに防犯カメラを整備し、運用を開始いたしました。</p>	報告⑬	<p>【既存管理型処分場の活用】 富岡町の既存管理型処分場「フクシマエコテッククリーンセンター」を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について、最初の国の提案から約2年間、町議会全員協議会や行政区長会、住民説明会などにおいて、いただいた様々なご意見並びに町内仮置場の廃棄物処理や発生する生活ゴミ等の処理、町民の皆様を受入れていただいている県内市町村の復興の加速、皆様からのご意見による国の新たな対策等々を踏まえ、県全体の環境回復には必要な施設として、12月4日、福島県・富岡町・榎葉町の首長が同席し、復興のための苦渋の決断として、埋立処分計画の容認することを環境大臣並びに復興副大臣に伝達しました。</p>
報告⑥	<p>【秋空散策あるこう会の開催】 10月31日、天神岬スポーツ公園をスタート・ゴールとして、「TUF秋空散策あるこう会INならは」が5年ぶりに町内で開催されました。約500名の方々にご参加いただきました。</p>		
報告⑦	<p>【デイサービスセンターやまゆり荘の再開】 災害復旧工事が完了し、11月4日に再開いたしました。日々の健康維持や介護予防、簡易リハビリなどを行う福祉施設としての機能も担うこととなりました。</p>		
報告⑧	<p>【農業再生への取り組み】 有識者や農業関係者で組織された農業再生プロジェクトチームから検討内容等の報告書が提出されました。報告内容を踏まえ多角的な施策を展開していきます。</p>		<p>この席上で、本計画が帰町意識の減退や復興の遅れにつながらないよう、また、地域の不安を真摯に受け止め、必要な説明や対策を全力で取り組んでいくことを国に対し強く申し入れました。</p>



◆避難指示解除後の檜葉町の再生・復興について

問 避難指示解除後の檜葉町の再生・復興について、最も重要なことは何であると考えているか伺いたい。

答 (町長) 檜葉町復興計画<第二次>で上げている3つの重点施策、「安心できる生活環境の回復・生活再建支援策の充実・住みよい魅力あるまちづくりの推進」に基づく施策を着実に展開することが重要であると考えている。

問 施策展開において、町民の帰町が重要と考えるが、最終帰還人口は何人を目標としているか、その目標年度と人口を伺いたい。

答 (町長) 帰町の全体像を見通すにはある程度長期的な視点が必要であり、今の段階で帰還人口や年度を目標として明確に示すことは難しい。

帰町される町民や新たに居住する方々のことも念頭に入れながら目標を設定していきたい。

問 自治会が解散した仮設住宅もあると聞いているが事実か。解散して支障はないのか伺いたい。

答 (町長) 仮設住宅の自治会総会における決定により、平成27年10月31日をもって高久第10応急仮設住宅自治会が解散している。

町としては、解散後も入居されている方々が不安や不都合を感じることはないよう支援を継続していく。

問 町民の帰還後の安全安心はどのような状況で、どのように担保されているか伺いたい。

答 (町長)
・飲料水について、双葉地方水道企業団において、24時間モニタリング設備や家庭の蛇口から直接取水し放射性物質の検査を実施。検査結果は全て検出限界値未満となっている。

・線量について、国が長期目標としている年間追加被ばく線量1 mSv以下に向け、線量低下対策を国に対し、強く要望していく。

・日常の移動手段について、現在、国の補助を活用し、自宅から各施設等への送迎を実施している。
今後、町として、安定的な交通手段の検討、確保に努めていきたい。

・緊急時の情報の伝達と避難に

ついて、防災行政無線、広報車、タブレット端末、携帯電話へのエリアメールなど多重化した通信体制を整備、避難を想定し、情報収集・伝達マニュアルや避難誘導マニュアルを策定している。

・食の安心安全について、自家食品等の放射能簡易分析を実施<<1月より公民館から農林水産加工施設に移転>>、また、非破壊式の検査機器を導入、測定結果は広報紙等において公表、引き続き適正な測定体制を維持していく。

・医療について、ときクリニックが診療を再開、2月には県立診療所が開所予定、蒲生歯科医院も夏頃に診療再開予定、また、二次医療体制整備を早期に双葉地域内へ実現するよう、国・県に対し引き続き強く要望していく。

・原発について、第一原発は現在廃炉措置に向けロードマップに基づき多様な対策を実施、今後、燃料デブリの取り出し等による新たなリスクが生じる可能性が高く、安全性を最優先に廃炉措置が進展するよう求めていく。

第二原発は、全号機、燃料を使用済み燃料プールに移動済み、冷温停止状態が維持されていることを確認。

今後も引き続き、町原子力施設監視委員会において確認していく。



◆作業員宿舎の諸課題について

各地区に作業員宿舎が建設され、不安材料にもなっているが、今後、長期わたり作業員と共生しなければならぬ。

そこで以下について伺いたい。

問 作業員宿舎の件数、宿泊者数、また、どのような企業の宿舎なのか伺いたい。

答 (町長) 11月末現在、社員寮を含め10カ所、宿泊者数は937名、土木建築や設備関連企業が主であり、業務内容は、廃炉や除染作業、ガレキ処分などとなっている。

問 宿舎建設によって町にはどのような税収があるのか、昨年度の税収額はいくらであったのか伺いたい。

答 (町長) 現在、町内の全宿舎が、リース物件であり、リース会社の本社が所在する自治体で課税しているため、当町での税収は無い。しかし、今後完成する宿舎の中には固定資産税に該当する建物があるため、平成28年度からは税収が見込まれる。

問 法人税、町民税についてはどうか。

答 (税務課長) 住民税については、平成28年1月1日時点での住民登録等の状況により、所得に応じ課税されるものと思われる。

また、法人税についても事務所が町内に整備される場合、町の税収が見込める。その他、たばこ税や国民健康保険税などの税収が見込まれる。

問 企業の作業員宿舎の運用について、町の指導や協定書などの対策はとっているのか、また、その内容について伺いたい。

答 (町長) 解除後は誓約書等の徴取は行っていないが、事業所に対し、作業員宿舎建設予定の地区住民の理解を得ることや宿泊者への指導、管理の徹底を強く申し入れている。

問 作業員の人数を正確に把握できなければ、有事の際の情報伝達が非常に困難となる。企業に協力を得るなど対策を講ずるべきと思われるが。

答 (環境防災課長) 有事の際は、町が町内に住んでいる方の避難誘導等を行うこととなるため、現在、企業の協力を得ながら人数把握に努めている。

問 作業員等とのトラブル、事故等について、伺いたい。

答 (町長) 双葉警察署に確認したところ、作業員宿舎内の入居者同士の揉め事等はあるが、町民とのトラブル等は発生していない。

問 作業に従事する方々は家族に送金するなど一般的な労働者が大半であり、不安がらず、コミュ

ニケーションを図り、共生を進めるべきと思うが。

答 (環境防災課長) 解除前に実施したクリーンアップ作戦には多くの作業員の方々に参加いただいた。今後も協力を、進めていきたい。

問 農地の一時転用は原則3年以内となっているが、農用地区域外では恒久的に転用し、土地の有効活用を図りたい地権者もいる。町の考え方を伺いたい。

答 (町長) 3年の期限については厳守するよう指導しているところではあるが、恒久的使用について、地権者等からの相談件数が増加しており、関係機関と連携しながら適切な手続きの案内に努めている。

問 作業員に貸し出している個人住宅について、把握しているか伺いたい。

答 (環境防災課長) 行政連絡員により把握に努めている。現在、7~8軒程度という状況。

問 元ゴルフ場跡地での作業員宿舎の取組み状況と今後、作業員と長期間共生するうえでの町の取組みについて伺いたい。

答 (町長) 元ゴルフ場跡地には現在、約400名が宿泊できる施設が完成し、既に約120名が滞在している。最終的に最大約2,000名が宿泊可能となる見込み。町としては、事業者に対し、出来る限りゴルフ場跡地への集約を進めていきたい。

地域住民との共生のため、事業者には、地域貢献事業を初めとする住民との積極的なかわりを持つよう指導していく。



◆指定廃棄物のフクシマエコテッククリーンセンターへの搬入について

問 町長は平成27年11月27日に関われた全員協議会の中で、国の示した安全対策や地域振興策等について、一定の評価をした上で計画の受け入れにあたっては「富岡町や福島県と協議をしながら町の対応を見極めたい」と述べ、同年12月4日、正式に受け入れを表明したが、その理由について伺いたい。

答 (町長) 1点目には、安心・安全の追加対策を評価させていただいた。

2点目は町内24カ所の仮置き場にある約60万袋の放射性廃棄物の減容化。

3点目は現在、町民が県内各自治体に数多く避難し、お世話になっており、管理型処分場の活用を容認することで各自治体の復旧・復興に寄与できる。

4点目として、広域自治体の長である知事が判断し、また、富岡町が容認に向けた判断をしたことを踏まえ、楡葉町も容認という判断をさせていただいた。

問 主に4つの理由で容認をしたということだが、上繁岡、繁岡両行政区から、

- ・避難指示が解除され、帰町を目指す行政区の住民にとって長期間にわたり、県内の大量の放射性廃棄物を搬入、埋設管理することで、放射性被ばくに不安がある。また、同様の不安により、農業振興地域に計画されている当地域の営農意識の低下が懸念され、帰町の大きな妨げになる。
- ・処分場からの排水に放射性セシウム等が漏れ出すおそれがある。また、長期にわたる搬入の際に、粉じん飛散等による健康不安がある。

などの理由により反対の陳情書が出ている。

国が追加した安全対策や地域振興策等について、全員協議会で議員には説明されたが、地元住民には説明されないまま容認された。

当該地区では本件の話が出た時点から一貫して反対を表明しており、現在、看板やのぼり旗などを設置して反対行動も行っている。

この様な事を考えれば、当該地区の納得を得た後に容認すべきであり、あまりにも住民を無視した判断と捉えられるが。

答 (町長) その様な捉えられ方があることは致し方ないが、お質しの状況についても承知しており、国への申し入れはもとより、町としてもしっかりと対応するべく、取り組んでまいりたい。

問 安全協定の締結の仕方等について、当該地域で安全協定を締結しない場合、事業は進めない

という理解で良いか。

答 (放射線対策課長) 知事も協定が締結されなければ、搬入はあり得ないということを述べている。

問 当該施設の残余容量が74万tで県内の特定廃棄物は約65万t、容量には約9万tの余裕があり、他県で処分場が設置されない場合、県外から搬入される可能性が十分考えられると思うが。

答 (町長) 特措法により各県内での処分が決めているが、変わる可能性も懸念されるため、その様なことが起きない様対応等を国に伝えていく。

問 搬入容認により、放射能への不安や子供を育てる環境ではないとの理由から、現に帰還を諦めた方もいる。

本件による帰還意識の低下や風評被害により町の存続にも大きな影響を及ぼす問題であり、地元住民の納得を得ないまま容認することは、住民の意思を無視することになるものと思われる。

町長は町民の生命や財産を守る責任がある。その立場からも当該施設利用については、速やかに容認を撤回すべきと思うが。

答 (町長) お質しの内容は十分承知しているが、先の4点の考え方についても、ご理解いただきたい。

楡葉町1町のみならず、複雑な状況の中で判断をさせていただいた。



◆エコテックの今後の活用について

問 上繁岡・繁岡両行政区の住民は、エコテックへの最終処分計画に反対の看板とのぼり旗で意思を表明したが、町長の見解を伺いたい。

答 (町長) 平成27年8月24日に両行政区より町議会に搬入反対に関する陳情書が提出された中での行動であり、その意思は真摯に受けとめている。

福島県、富岡町との協議を踏まえ、町として熟慮の結果、国の対策に対して一定の評価をさせていただき、施設受け入れについて容認の意思を固めた。

問 最終処分場計画に関し、町長・町執行部は、独自に地域住民との話し合いは行なったのか、伺いたい。

答 (町長) 平成27年7月の説明会以降、行政区全員ではないが、処分場の周辺住民の意見聴取のため、環境省と町職員が避難先や櫛葉の自宅等に出向き、直接意見を聞いている。

問 上繁岡区長は「行政区の総会で住民の総意として反対を決めた、受け入れは住民の意向を無視したものだ。」と述べており、町民とひざ詰め談判での意見交換や丁寧な対話を重ねて理解を求めていくべきと思うが、どの様に考えるか。

答 (放射線対策課長) この問題については迷惑施設であるということで、国として説明責任を果たしていただきたいと、何回も申し入れている。

町職員も同行し、住民の方々の調整を含め、町も意見を伺いながら、町が対応できるものはしっかり対応してきている。

問 本件に関し、我々は町長に白紙委任をしたわけではない。議会としても同様と思われる。

まずは何事においても、住民の意見を聞き、議会にはかり、調整を行うべきではないかと考えるが。

答 (町長) 様々なタイミング等々があり、今の時点となった。時と場合においては、この様な状況もあり得ることをご理解いただきたい。

問 櫛葉町とエコテックとの公害防止に関する協定書には、計画を変更しようとするときは、事前にフクシマエコテック・櫛葉町・地域住民三者の合意をもとに実施するとなっているがその点は協議されたのか。

答 (放射線対策課長) 今後、締結されるであろう、国・県・櫛葉・富岡2町の協定、あるいは地元と国との協定の部分で行わ

れるものと思われる。

問 当該行政区は除染が終了したとはいえ、未だ放射線量が至る所で高く、帰町して生活するにも大きな不安を抱えている。

この様な状況下でのエコテックの最終処分場計画は、住民に追い討ちをかけ、住民感情を無視して行われる暴挙であると感じられるが。

答 (町長) 事後モニタリングの結果から追加的な除染対応を国に対し要望してきた。

帰町して生活する上での安全面だけでなく、不安払拭に向け国が説明責任を果たすよう強く求めていきたいと考えている。

問 上繁岡地区については、櫛葉町の農業振興のモデル地区になっており、最終処分場が決まれば風評被害等により、大打撃を受けるが、考えを伺いたい。

答 (町長) この問題は櫛葉町全体の問題であり、今後も町内産の農産物に関してPR活動を継続して実施し、風評払拭と販路拡大に努めていく考えである。

問 極めて自由度の高い交付金が措置されるということであるが、当該行政区に対して振興策を考えているのか。

答 (町長) 復興計画〈第二次〉の改定案の中で近く示すこととなるが、地域の方々と相談させていただくことを基本姿勢とし、基金等に積立て、地域にかなう使い方が出来るよう協議を重ねていきたいと考えている。



◆ 檜葉町における復興・復旧の現況と課題について

問 (株)フクシマエコテックへの指定廃棄物の搬入は、地元行政区が反対しているが、町の対応を伺いたい。

答 (町長) 他の議員への答のとおり、様々な状況を勘案し、熟慮を重ねた結果、受け入れを容認させていただいた。

問 平成27年11月27日の全員協議会では、多数の議員から住民説明会等で話すべきという意見があり、その後12月3日に知事が受け入れを容認した。

この間になぜ住民との話し合いができなかったのか。

答 (放射線対策課長) それ以前に開催した住民説明会の中で住民の意見はしっかり聞いたうえで、町としても国に申し入れを行い、その対策が示され、総合的な判断のもと、12月3日の県の受け入れ容認に至っている。

問 容認の要件に住民の理解の部分が欠けている。町全体の問題として、説明会を開催する考え

はあるのか。

答 (放射線対策課長) 第一義的には国による説明をいただくこととしているが、町としても2月から開催する町政懇談会の中で町の考え方、施設の概要等も含め、丁寧に住民には説明していきたい。

問 営農再開に向けた、現状と今後の対策を伺いたい。

答 (町長) 有識者で構成されたプロジェクトチームからの報告書を町として受けたところであり、これを基に農地の保安全管理を継続しつつ、前向きな方や迷っている方、諦める方などそれぞれの意思に沿ったサポート体制の整備、水稲作付の再開、先端技術による農業など避難地域の農業再生モデルとなるよう、取り組みを進めていく。

問 保安全管理の期間について。

答 (産業振興課長) 国の営農再開支援事業を活用し保安全管理を行っており、現在は平成28～30年度までの3年間となっている。

問 その期間までに営農再開が出来ない場合、延長はあるのか。

答 (産業振興課長) 廃棄物仮置場等の問題もあり、国に延長を申し入れている。

問 今後町では、飼料用米を推進していくこととなるのか。

答 (産業振興課長) 飼料米については、全国的な需要に余裕があり、風評の影響も低いことから、飼料用米と食用米、二本立てで進めていきたい。

問 農家から農地除染に伴い、石礫が出ており、対応されないとの苦情が出ているが。

答 (放射線対策課長) 石礫除去は、国において同意を得ながら行っているが、対応されていない個所については国に申し入れ、対応していく。

問 作業員宿舎の現状と対策について伺いたい。

答 (町長) 11月末現在、社員寮を含め10カ所、宿泊者数で937名が滞在している。また、ゴルフ場跡地を活用し宿舎の集約地として運営を開始しているが、町内全ての宿舎等の集約は困難であるため、事業者に対し、地域住民の理解と信頼の確保に努めるよう、指導していく。

問 解体家屋の現状、ほだ木・伐採木・粗大ゴミ・可燃ゴミ等の回収状況について伺いたい。

答 (町長) 解体家屋は約1,300件の申請のうち、今年度、約800件を解体、残りは次年度解体予定。ほだ木・伐採木・粗大ゴミ受付件数に対する進捗は約47～63%という状況。可燃ゴミはごみステーションから随時回収〈1日当たり4t程度〉を行っている。

問 産業廃棄物の不法投棄(波倉地区)の現状について伺いたい。

答 (町長) 平成25年10月に波倉地区で発生した廃棄物処理法に抵触する事案については、県から、法人側より本年1月以降に撤去を開始するとの回答を得たという報告を受けている。



◆ 檜葉町学校再開について

問 復興計画において、小中学校の再開は、平成29年4月となっているが、現在、何名の子ども達が通学するのか伺いたい。

答 (教育長) 平成27年7月の意向調査の段階では、町内の小中学校への通学を希望する児童生徒は、合計36名。

内訳は小学生が21名、中学生が15名。

問 36名全てが檜葉に帰町し通学するというのか。

答 (教育総務課長) 意向調査から檜葉町に住み通うこととなるものと理解している。

校舎までの通学には、スクールバス等を運行したいと考えている。

問 檜葉町内のみでスクールバスを巡回することとなるのか。

答 (教育総務課長) 檜葉を中心にスクールバスを運行する。

問 いわきから通学したい児童生徒の通学方法は考えているのか。

答 (教育総務課長) 現状から朝夕の通学時間、児童生徒や保護者への負担等を検討した結果、現段階ではいわきからのスクールバス運行は実施しない方針。

また、電車についても、竜田駅着の時間が、学校の始業には間に合わない状況であるため、今後、関係機関と協議して行きたいと考えている。

問 檜葉で再開した場合、仮設校舎はどうなるのか伺いたい。

答 (教育長) 現段階では仮設校舎は閉校時に解体する予定。

問 これまで4回開催された学校再開検討委員会ではどのような内容が検討されたのか伺いたい。

答 (教育長) 学校再開の考え方や魅力ある学校の再生、施設財産の取り扱い、意向調査の内容及び結果、再開時期、運営体制、スクールバス運行等を検討してきた。

今後も学校再開に向け、更に検討を重ねてまいりたい。

問 町内小学校施設の協議はされているのか伺いたい。

答 (教育総務課長) 現在は、小中一貫校という形で新たな中学校校舎において開校予定となっており、現段階では、施設も含め小・中学校の枠組みの検討を重ねているところ。

問 南小学校、あおぞらこども園の災害復旧は終了しているのか伺いたい。

答 (教育長) 南小学校及びあおぞらこども園ともに、平成25

年度に災害復旧工事が完了している。

問 今後、意向調査は実施するのか。また、実施の際に保護者と児童生徒を分け調査を行なう考えはあるのか伺いたい。

答 (教育総務課長) 保護者と児童生徒への調査方法も含め検討委員会で検討し、早い時期に意向調査を実施し、現段階の数字を把握していきたい。

◆ 町長の2選出馬について

問 避難指示準備区域が解除になり、復興の途上にある現在、檜葉町の原風景を取り戻すためにはこれからの町政執行にかかっているが、現在、町長は次の町長選挙に関し、どのような考えを持っているのか伺いたい。

答 (町長) 町の復興と町民の生活再建はようやくスタートを切ったばかりであり、環境が整うにはもう少し時間がかかる。

原子力災害という特殊な災害からの復興は、町単独で実現できるものではなく県内外の様々な方々のお力添えなくしては復興を成し遂げることはできないものと考えている。

これまでに積み上げてきた繋がりを生かしながら、未だ道半ばである町の復興を責任を持って成し遂げ、かつての原風景を取り戻すとともに、新生ならはの姿を発信し続けていくためにも、来たるべき町長選挙への立候補の意思を固め、引き続き町政の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えている。

10月臨時議会で議決された事項についてお知らせします

【会期 平成27年10月29日：1日間】

平成27年
臨時議会

条例の制定・改正

- ◆榑葉町避難地域復興拠点推進交付金基金条例制定【全員賛成：可決】
- ◆榑葉町税条例一部改正（専攻承認）
＜入湯税免除措置解除＞【全員賛成：承認】
- ◆榑葉町いわき出張所設置条例改正
＜いわき明星大学大学会館からいわき市谷川瀬に移転＞【全員賛成：可決】
- ◆榑葉町公告式条例の特例に関する条例改正【全員賛成：可決】

【平成27年度一般会計補正予算(第6号)】

予算総額に632万円を追加し、歳入歳出予算総額217億2,462万円とする。
【全員賛成：可決】

工事請負契約の締結

- ◆天神岬スポーツ公園遊具新設工事
契約額 9,450万円
契約相手 株彩輝
【全員賛成：可決】

土地の取得

- ◆竜田駅東側整備事業用地
所在 井出字堂ノ前55番 ほか5筆
面積 合計10,805㎡（地目：田）
価格 総額3,241万5千円
地権者 5名
【全員賛成：可決】

11月臨時議会で議決された事項についてお知らせします

【会期 平成27年11月20日：1日間】

工事請負契約の締結

- ◆管渠布設替工事（前原・山田浜地区）
契約額 2億9,160万円
契約相手 加藤建設(株)
【全員賛成：可決】

【平成27年度一般会計補正予算(第7号)】

予算総額に1,098万円を追加し、歳入歳出予算総額217億3,560万円とする。
【全員賛成：可決】

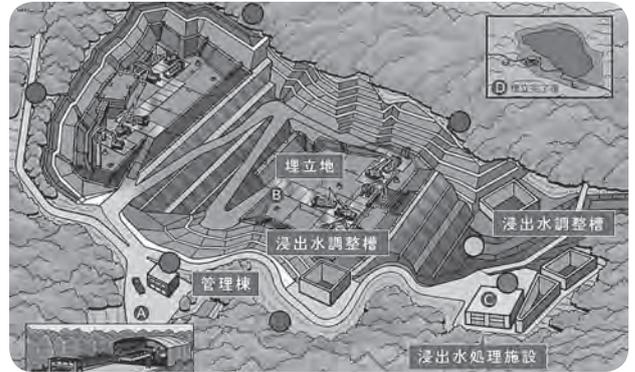


管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業に係る対応について【説明：環境省、復興庁】

《開会日：平成27年11月27日》

【説明概要】

福島県の復興を進めるにあたり、中間貯蔵施設と同様、必要不可欠となる特定廃棄物処分について、既存の管理型処分場（富岡町：フクシマエコテックセンター）を活用した、国における特定廃棄物の埋立処分事業に関し、これまでの県・楡葉・富岡両町からの申し入れ並びに町議会から提出された意見書及び地域の意見に応じた柔軟な対応なども踏まえた、国の追加的対応等の考え方を示したい。



《説明資料より抜粋》

◆追加事項等

▽安心、安全確保＜追加等取組内容＞

- ・土堰堤最終覆土強化（セメント混合土）、表面モルタル被覆等の雨水浸透抑制。
- ・モニタリングは、地点・項目の追加及び新たな拠点を設置した住民参加型を実施。
- ・国と県、両町との安全協定締結（県、両町の立入検査、状況確認、措置要求等の内容を含む）、国と処分場周辺行政区間の安全協定を締結する。

- ・搬入路は楡葉側に専用道を整備し、点検、舗装、修繕、すれ違いスペースの整備、徐行、一時停止の徹底、騒音、振動対策等を実施。
- ・他の搬入ルートも影響補修や中間貯蔵施設運搬と連携した安全な運搬を実施。
- ・施設管理は埋立後も国有地として国が適切に管理。

▽周辺地域安全確保に関する協定書（案）概要

環境省、福島県、楡葉町、富岡町間で協定を結び、環境省における安全等の対策・取組を県、両町で確認を行う枠組みとなっている。

安全確保の万全の措置を図るため、法令の遵守、方針の策定、事業者委託、請負業者の指導監督、モニタリング、防災体制、情報公開、埋め立て完了後の管理、事業方針の事前説明、処分状況の定期報告、異常時の連絡、県・両町における立入調査、状況確認、それらを踏まえた措置の要求等を規定している。

さらに、学識経験者、福島県、楡葉町、富岡町地域住民で構成する環境安全委員会を設置し、処分状況の監視、環境の保全、その他安全の確保について助言をしていただく。



環境省・復興庁による説明

▽地域振興策の具体化

定住・都市基盤整備として、新たな生活拠点と事業所エリアの着実な整備等を引き続き支援するとともに、健康増進施設整備、地域活性化（特産品の活用）、環境回復、コミュニティ再生等の地域振興策などを全力で支援していく。

また、極めて自由度の高い交付金を県を通じ、楡葉・富岡両町に措置し、必要な地域振興や風評対策等に取り組めるよう最大限支援していきたい。

▽ 檜葉・富岡両町の地域の将来像

国は、県その他関係する主体と連携し、平成27年7月に取りまとめた福島12市町村の将来像の個別具体化実現に向けて、速やかに取り組んでいくとともに、檜葉・富岡両町の復興計画において描かれた将来計画の実現に向けて、最大限必要な支援を実施する。

◆ 質 疑

Q. 地元住民に説明し理解を得ることが大前提だと思うが。

A. これまでも住民説明会を実施してきたが、引き続き施設の必要性や安全対策など、理解を得るべく、個別訪問するなど説明を行っていきたい。

Q. 近接する上繁岡・繁岡両行政区から受入反対の意思が明示されているが。

A. 不安解消のため、地域住民の方々とコミュニケーションを図り、地元のご理解をいただけるような努力をしてまいりたい。

Q. 他県の処分場ではコンクリートによる遮断型施設となっているが、当施設では覆土等による対策となっている。

A. 10万Bqを超える指定廃棄物は、法律上、コンクリート型構造になっている。それ以下の廃棄物は、現対策で安全に処分ができるものとなっている。

Q. 他の候補地は検討したのか。

A. 富岡町でも同様の意見があり、検討したが、大量の廃棄物を適正に処分できる適切な構造を持つ施設をつくるための土地や復興の遅延等々を検討した結果、既存施設の活用となった。

Q. 国の責任について。

A. 放射性物質汚染対象特別措置法に基づき、この度の原発事故等も勘案し、国の事業として、責任をしっかりと受け止めていく。

Q. 上繁岡地域は除染後も線量が高い地域であり、先ずは線量の低減をすべき。

A. しっかり調べた上で、必要に応じフォローアップ除染も繰り返していくとともに、当該施設周辺の環境美化対策として、山林内の堆積物の除去、枝打ち等を一定範囲で実施したい。

請願・陳情書を提出される方へ

請願・陳情書の記載内容や添付書類などに不備がある場合、受け付けが出来ない場合がございますので、ご注意ください。

《留意事項》

- ・一つの案件ごとに作成。
- ・提出年月日、住所、氏名、電話番号を記載し押印。
- ・請願者が多数の場合は、ほか〇〇名と付記し、別紙として、全員分の住所、氏名、押印がされている連名書または同意書等を添付。
- ・請願には必ず、議員1名以上の署名押印が必要（陳情の場合必要なし）。
- ・内容には、何をどの様に処理してほしいか等具体的に明記。
- ・意見書や要望書等の提出を求める場合は、その案文を必ず添付。
- ・提出は、次期定例会のおおよそ10日前までに提出。
- ・その他、関係する書類等があれば添付。

<p>(表紙)【請願書の様式例】</p> <p>※特に様式に決まりはありませんが、例文に記載された事項について明記の上、提出してください。</p> <p>〇〇〇〇〇〇に関する請願(陳情)書</p> <p>紹介議員 氏 名 印 (陳情の場合は、紹介議員は不要)</p>	<p>(本文)</p> <p>1 件名 〇〇〇に関する請願(陳情)書 (内容を端的に表す件名を書く)</p> <p>2 請願(陳情)の趣旨 (請願(陳情)の目的を簡潔に書く)</p> <p>3 内容 (請願(陳情)の内容やどのような対応をしてほしいかを具体的に書く。なお、意見書等の提出の場合は意見書案文を添付し、提出先等を明記。)</p> <p>上記のとおり請願(陳情)いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>檜葉町議会議長 青木 基 様</p> <p>請願者 住所(県から記入) 印 氏名 電話番号</p>
---	---

◆お問い合わせ先 檜葉町議会事務局 ☎0240-23-6132

総務環境常任委員会

◆除染の実態調査

【調査日：平成27年11月13日】説明：放射線対策課・産業振興課

避難指示が解除され、町民の帰還を進めていくこととなる檜葉町にとって、除染の効果については、住民の生活環境を整える上で最も重要視される事項であるため、町内における、空間線量の高い地域のフォローアップ除染や除染未同意地の状況について、現地の視察調査を行いました。



担当課から説明

《調査概要》

◆フォローアップ除染の状況

＜平成27年10月現在＞

▽事後モニタリングは、対象軒数2,559件の内、2,234件が実施済み。

▽フォローアップ除染は、フォローアップ除染対象となった564世帯の1,565カ所が実施済み。

▽対象外でも、申出により、詳細モニタリング結果に応じスポット的に除染等を実施。

▽除染以外に東京電力による家屋周辺の清掃支援（除草や堆積物の除去など）も実施。

◆高線量地域となっている上繁岡地区の状況

今回の調査にご協力いただいた世帯について、調査を実施した結果、山中や住宅の山側が高い線量を示す傾向が見られた。また、傾斜地形の低い部分で放射性物質の移行が認められた。



上繁岡にて線量を調査

◆未同意について

▽町内未同意者数11名（うち町内の方6名、町外の方5名）

▽未同意の理由／賠償や同意拒否、不信、除染説明拒否、要求、要望に関わるもの、宛先不在など。

▽総面積／181,775㎡（うち山林[54,330㎡]は登記簿上の面積を計上）

▽未除染地において害虫及び鳥獣害の発生が予想される（周辺に箱ワナを設置するなどの対策を実施）。

◆その他の除染

▽農業用施設（用排水路：幹線・支線・小線・補助水路）除染時期：平成27～28年度予定。

▽河川敷（木戸川・井出川）

平成27年10月上旬から着手。

除染対象：鮭やな場漁や鮎漁で使用し、不特定多数の方が訪れる公共性の非常に高い場所。

調査の結果、未除染地や高線量地点の存在は住民が居住を断念する大きな要因となることが危惧されるため、町として、山林も含めた町内の

線量の洗い出しを行い、未同意対策や河川の除染区域拡大とあわせ、山林除染の必要性並びに追加対策など、徹底した除染をこれまで以上に国に対し、強く要望すべきとの結論となりました。



未除染地の状況

◆防犯対策に関する実態調査

【調査日：平成27年11月13日】説明：環境防災課・新産業創造室・住民福祉課

復旧復興にかかる、町内における人の出入りの増大に伴い、安心できる生活環境が確保されているか調査を行いました。



防犯カメラをモニター

《調査概要》

◆防犯対策について

▽防犯灯改修（全灯LED化）1,060基。

- ・新規の防犯灯設置は、平成28年度を予定。

▽防犯カメラ

- ・平成27年10月1日運用開始
- ・設置個所 町内の主要交差点等、24カ所にカメラを設置（看板もあわせて設置）。データは6ヶ月間保存し、犯罪事故等にも活用できるよう整備。

▽町民の帰還（町内居住）状況

- ・世帯数及び人数

（町内全域：平成27年11月10日現在）

220世帯、351人（北地区104世帯、159人／南地区116世帯、192人）

▽樺葉町刑法犯認知件数（平成22～26年）

平成22年／総数46件 平成23年／総数149件 平成24年／総数119件

平成25年／総数51件 平成26年／総数38件

◆町内滞在作業員の状況

▽現在、町で把握している滞在作業員等の状況

- ・民宿、下宿等（ふくのや別館など） 6カ所 183人
- ・仮設宿舎等（鹿島建設棟など） 10カ所 937人 合計1,120人

▽クレステージカントリークラブにおける仮設宿舍

- 宿 舎／1期として10月末に400名収容施設が完成。最終的には2,000名程度の規模を想定。
- 期 間／当初6年間で予定しており、状況に応じ、最大10年間まで。
- 設備等／敷地内で生活が完結できるよう食堂・大浴場・自動販売機・売店・コンビニ等を設置する。
- 通 勤／基本的にはバス。時間は概ね朝5：45～7：00、夜16：00～18：00頃。
- 防 犯／警備室、防犯カメラを設置。施設内及び近隣地域（大谷行政区）の巡回。
IDカードによる入外出管理。町への定期状況報告。

• 町の関わり

町は地域住民の合意形成と町内仮設宿舍建設計画がある場合、当該地への誘導及び防犯体制の指導を行う。なお、土地建物賃借及び施設整備、管理運営は一般社団法人ならはコーポレートが行う。

◆高齢者緊急通報システム

▽対象／年齢65歳以上。慢性疾患等常時注意を要する方がいる世帯や一人暮らし世帯、世帯構成全員65歳以上、ほか必要と認められる世帯。

▽利用／希望者からの申請により適否を決定後、警備会社が訪問し説明を行い、調査票を記入し、機器を設置（本体[自宅に設置]と携帯装置[GPS内臓]）。現在、申請は4件（調査時点）。

▽対応／24時間365日体制。

この調査において、防犯体制等の整備や町内滞在者の把握については一定程度進捗が見られました。一方で、町外の方が多く滞在することで、不安を抱く意見も未だ多く、この不安を取り除くための対策を検討する必要があるものと感じられました。

また、高齢者緊急通報システムについて、より多くの方々に利用していただけるよう、検討するべきとの結論となりました。

経済福祉常任委員会

◆農林水産業振興に関する調査

【調査日：平成27年10月30日・11月26日】説明：産業振興課

檜葉町の基盤となる農林水産業の再生に向けた取組み及び現状、今後の振興策について調査を行いました。

《調査概要》

◆震災後の営農再開に向けた取組

檜葉町復興計画に基づき、大きく5つの項目に分け取り組みを実施。

▽農地の復旧と保全、農業の再生

進捗／ほ場整備等の農地除染は平成25年度に概ね終了。檜葉町農業復興組合を設立し、除染後の農地保全管理を実施。出荷制限は解除されている状況。

▽植物工場の導入促進

進捗／植物工場導入に向け、県と連携し花き実証栽培を実施、トルコキキョウを出荷。



産業振興課より説明

▽生産基盤再構築家畜衛生維持向上

進捗／モデル農家を選定、除染等を実施し、来年度の牛導入（町内で飼育し検査を実施）に向け課題を整理中。



鮭ふ化施設を視察

▽鮭ふ化、鮎飼育再生

進捗／漁協により鮭・鮎の放射性物質定期検査（非破壊検査）を実施、現在まで鮭は不検出、鮎は8～9月で100Bq超という結果。やな場は復旧済み、ふ化施設、加工施設は12月末復旧予定、取水施設は年度内復旧予定。

▽放射線安全利用、低レベル放射線の影響研究

進捗／放射性物質移行試験として、水稻、野菜、飼料作物の実証栽培を実施、検査結果は基準値以下（米の全量全袋検査状況を視察[JAならは倉庫]）。

◆農業意向調査

平成27年8月に意向調査を実施、対象831件のうち回答があった381件（回答率46%）の調査結果から、作付に前向きな農業者は少なく、育苗センターやカントリーエレベーター、農機具倉庫設備も「利用しない」「検討中」が大半を占める結果となっている。

◆町による営農再開の取組

▽水稻／当面、飼料用米を推進（全国的な需要、風評の影響、補助率、経営安定化などを考慮）。意向に応じ、カントリーエレベーターや育苗センター等の導入を検討。

▽園芸／花き栽培事業拡大に向けた技術支援等。ゆずの実証栽培と特産品開発。

▽畜産／牛舎整備、家畜導入等の支援。

▽担手／売れる特産品（花きやゆず）や販売方法の確立のため関係機関と支援体制を整備。6次産業への展開。農地を集約し担い手による耕作を検討し、耕作されない農地の荒廃も防ぐ。

◆農業再生プロジェクトチーム

檜葉町に合った農業再生を目指し設置。検討結果は町へ報告書として提出。

▽構成／委員6名（檜葉町農業関係者、大学教授や学識経験者など）、オブザーバー4名（復興庁・東北農政局・農業普及所）

▽回数／3回程度会議を開催し、12月に報告書を提出。

▽検討内容等

農業従事者へのサポート、作付農地の整理、イノベーションコスト構想、ほか、営農再開に資する取組等。



米の放射線検査を視察

◆農業用地等災害復旧（進捗は調査時点）

南山田浜地区：進捗95%、前原山田浜地区：進捗62%、前原地区：98%、前原北田地区：進捗75%、下井出地区：60%、焼野・大木田・上繁岡第一溜池：進捗40%という状況。全地区12月下旬竣工。

◆木材利活用

福島県の指針により、伐採予定地の空間線量率が $0.5\mu\text{Sv/hr}$ 以下であれば搬出可能。超える場合、樹皮濃度が $6,400\text{Bq/kg}$ であれば搬出可能。

利活用には新たな使用基準を設ける必要がある。

課題として、樹皮の処分方法や現在、郡内産は広域的取引が困難な状況がある。

この調査において、現在進められている構想や取組等が確認できました。

一方で、農業者の再開に対する意識は低く、楡葉町の農業再生が難しい状況にあることが感じられました。

この様なことから、個々の農家が営農を行うには厳しい現状で、農業を次世代へと存続にしていくには、町内を網羅した組織的な営農等も含めた（法人形式など）、新たな形態の農業創出が必要ではないかとの結論に至りました。

原子力発電所安全対策常任委員会

◆福島第一・第二原子力発電所の取り組み状況

【調査日：平成27年11月26日】説明：東京電力㈱



東京電力の担当者より説明

福島第一原子力発電所の廃止・汚染水対策並びに第二原子力発電所の進捗等について調査を行いました。

第一原子力発電所については、1号機カバー建屋の屋根パネル取り外しや1～3号機の内部調査の実施など順次作業が進められていることが確認されました。

また、汚染水について、陸側及び海側遮水壁、タンク内汚染水の放射性物質除去処理など対策に一定程度の進捗が見られる一方、現状、建屋内への地下水流入を完全に止めた場合、建屋内の冷却水流

出及び水位低下等のリスクがあることも確認されたことから、建屋内への流入箇所等の補修が行われないかぎり、汚染水発生抜本的解決には至らないことが感じられました。

第二原子力発電所について、各号機の使用済み核燃料の供用プールへの移動が完了、冷温停止状態が維持されており、緊急時における設備の整備や設備運用の習熟、各種訓練が行われていることが確認される一方、同発電所施設の将来的な取扱いなど今後の方針が明確に示されないことから不安を残す結果となりました。

楡葉町にとって、原子力発電所に対する不安が住民の帰還に大きく影響していることから、原子力発電所が早期に汚染水問題の抜本的解決や原子炉建屋内の補修など目に見える形で進捗することが、周辺住民の不安軽減に繋がるものと感じられました。

議会の活動等について【10月～12月】

日付	10 月
1	会津美里町合併10周年記念式典 (会津美里町)
2	双葉郡出身県職員と町村長・議長との 意見交換会(福島市)
7	監査委員研修(東京都)
8	
10	ふたばワールド2015inならは(榎葉町)
11	新鶴ワイン祭り(会津美里町)
13	榎葉郵便局再開セレモニー(榎葉町)
15	竜田駅東側整備事業安全祈願祭(榎葉町)
16	例月出納検査(榎葉町)
	定期監査(榎葉町)
17	榎葉南北小学校学習発表会(いわき市)
19	榎葉遠隔技術開発センター開所式 (榎葉町)
21	福島県石油コンビナート総合防災訓練 (広野町)
22	双葉郡・榎葉町戦没者追悼式(榎葉町)
	福島県町村議会議長会研修(郡山市)
26	議会運営委員会(榎葉町)
28	復興副大臣と郡議長会との意見交換会 (福島市)
29	平成27年第10回10月榎葉町議会臨時会 (榎葉町)
30	東日本大震災及び原子力災害に関する 特別委員会(榎葉町)
31	秋空散策あるこう会(榎葉町)
日付	11 月
1	上荒川仮設住民の集い(いわき市)
	ゆずり葉祭(いわき市)
	相双地方総合防災訓練(広野町)
4	榎葉町デイサービスセンターやまゆり 荘再オープン記念セレモニー(榎葉町)
	第27回市町村対抗県縦断駅伝競走大 会結団式(いわき市)
6	会津美里町議会との意見交換会(榎葉町)
7	県野球・ソフトボール大会解団式 (榎葉町)
11	町村議会議長全国大会(東京都)
13	東日本大震災及び原子力災害に関する 特別委員会(榎葉町)

14	第27回市町村対抗県縦断駅伝競走大 会(福島市)
15	
17	議会運営委員会(榎葉町)
19	例月出納検査(榎葉町)
20	平成27年第11回11月榎葉町議会臨時会 (榎葉町)
22	忠魂碑修復完了工事に伴う除幕式 (榎葉町)
26	東日本大震災及び原子力災害に関する 特別委員会(榎葉町)
27	双葉郡議長会会議(いわき市)
	議会全員協議会(榎葉町)
日付	12 月
1	榎葉町対策地域内廃棄物処理業務(減 容化処理)起工式(榎葉町)
	広域市町村圏組合議会保健常任委員会 (広野町)
2	既存管理型処分場に関する富岡町・榎 葉町と県との協議及び双葉8町村と県 との協議(福島市)
3	双葉地方広域市町村圏組合消防本部職 員意見発表会(榎葉町)
	広域市町村圏組合議会消防常任委員会 (広野町)
4	広域市町村圏組合議会総務常任委員会 (広野町)
10	議会運営委員会(榎葉町)
	会津美里町正副議長来庁(榎葉町)
14	議会合同委員会(榎葉町)
16	平成27年第12回12月榎葉町議会臨時会 (榎葉町)
17	
18	
21	広域市町村圏組合議会定例会(広野町)
	例月出納検査(榎葉町) 天神岬イルミネーション点灯式(榎葉町)
24	オリックス赤間選手来町(榎葉町)
25	オリックス赤間選手励ます会(いわき市)
28	仕事納めの式(榎葉町)

平成28年3月定例会は、3月中旬ごろ開催の予定です。

【開会日は、予定ですので変更となる場合があります。予めご了承ください。】

● 場 所

檜葉町役場庁舎 3階 議場
(双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6)



《問い合わせ先》

檜葉町議会事務局
☎ (檜 葉) 0240-23-6132
Fax 0240-25-5564
(いわき) 0246-25-5561

※議会を傍聴される際には、決まりを守り静粛に傍聴されるようお願いいたします。
なお、席には限りがありますので、予めご了承ください。

◆ 傍聴の際守っていただくこと ◆

- ①携帯電話等は電源を切るか、音を発しないよう設定すること。又、通話、撮影、録音を行わないこと。
- ②傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
- ③議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ④談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- ⑤飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑥みだりに席を離れないこと。
- ⑦不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- ⑧その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

天神岬からの初日の出



写真提供：檜葉町議会議員／撮影H28.1.1